

宮城県公報

行
城
発
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

公 告 標 題

○宮城県公安委員会規則第8号
警察署の下部機構に関する規則一部を改正する規則

平成21年7月14日
宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

四 次

規 則

○行政組織規則の一端を改出する規則

公表概要

○編成課の下部機構に属する規則の一端を改出する規則

ペーパー

別表第2中

本吉駐在所	本吉郡本吉町津谷館岡97番地の1
大谷駐在所	本吉郡本吉町大谷305番地

」
を
に改

仙城県規則第七十一卯
行政組織規則の一端を改出する規則

○編成課の下部機構に属する規則の一端を改出する規則

平成21年7月14日

行政組織規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4仙台北警察署の表大町交番の項中「、滝ノ口」及び「、本丸」を削り、同表亀岡駐在所の項中「、川内大橋通」及び「、郷六（郷六山（60番地及び85番地））、富沢（金剛沢）、長町（越路）」を削る。

別表第4仙台北警察署の表愛子交番の項中「、栗生一丁目から栗生七丁目まで」を削り、「郷六（郷六山（60番地及び85番地））を除く。」下愛子、錦ヶ丘一丁目から錦ヶ丘九丁目まで、西花苑一丁目、西花苑二丁目」を「栗生一丁目から栗生七丁目まで、郷六、下愛子、西花苑一丁目、西花苑二丁目、錦ヶ丘一丁目から錦ヶ丘九丁目まで」に改める。

別表第4気仙沼警察署の表南町交番の項中「新町」の次に「、一景島」を「本郷」の次に「、町裏」を加え、同表松岩駐在所の項中「赤岩、岩月、松崎」を「赤岩石兜、赤岩老松、赤岩大石倉、赤岩大滝、赤岩小田、赤岩上羽田、赤岩五駄鱈、赤岩四十二、赤岩杉ノ沢、赤岩高前田、赤岩館下、赤岩館森、赤岩泥ノ木、赤岩長柴、赤岩羽田、赤岩平貝、赤岩前田、赤岩牧沢、赤岩水梨子、赤岩港、赤岩宮口下、赤岩迎前田、赤岩物見、岩月千岩田、岩月台ノ沢、岩月宝ヶ沢、岩月寺沢、岩月長平、」の規記せしむ。

附 記

本規則は、平成21年7月14日より施行する。

岩月第沢、岩月星谷、松崎尾崎、松崎面瀬、松崎片浜、松崎浦田、松崎大萱、松崎外ヶ沢、松崎高谷、
 松崎立石、松崎上赤田、松崎上金取、松崎萱、松崎北沢、松崎五大鱈、松崎地生、松崎下赤田、松崎
 下金取、松崎鶴巻、松崎中瀬、松崎猫渕、松崎馬場、松崎前浜、松崎丸森、松崎柳沢、物倉山」に改
 め、同表新月駐在所の項中「瘦櫻」を「淡櫻」に、「新田、新開根、新台」を「新開根、新台、新田」
 に改め、同表階上駐在所の項中「最知、長磯、波路上」を「最知荒沢、最知川原、最知北最知、最知
 南最知、最知森合、長磯赤貝、長磯後沢、長磯下原、長磯鳥子沢、長磯中原、長磯原ノ沢、長磯船原、
 長磯前林、長磯牧通、長磯森、長磯大塙、長磯七半沢、長磯下原、長磯鳥子沢、長磯中原、長磯二本松、
 波路上岩井崎、波路上原、波路上内田、波路上内沼、波路上崎野、波路上杉ノ下、波路上瀬向、波
 路上野田、波路上原、波路上牧、波路上向田、波路上向原」に改め、同表大島駐在所の項中「大初平」
 の次に「、大前見島」を、「龜山」の次に「、小前見島」を加え、「横沼、要書」を「要書、横沼」に
 改め、同表唐桑駐在所の項中「東舞坂」を「東舞根」に改め、同表小原木駐在所の項中「載釣」を
 「載鉤」に改め、同表本吉駐在所の項中「本吉郡本吉町」を「気仙沼市」に、「泉、」を「本吉町(泉、」
 に改め、「狩獵」の次に「、川原」を加え、「蕨野」を「蕨野」に改め、同表大谷駐在所の項中「本
 吉郡本吉町」を「気仙沼市」に、「赤牛」を「本吉町(赤牛」に、「山谷」を「山谷」)に改める。

附 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定(気仙沼警察署の表本
 吉駐在所の項の改正規定('狩獵'の次に「、川原」を加える部分を除く。)及び大谷駐在所の項の改
 正規定を除く。)は、公布の日から施行する。